

伊賀市自治基本条例

(平成24年7月改正版)

自治基本条例の制定と改正の経過(概要)

伊賀市は平成16年11月に、6市町村の合併により誕生しましたが、合併以前の平成14年から市民の方を中心に、伊賀市独自の自治の実現に向けた検討が行われ、市民が主役となった自治を実現するため、「伊賀市自治基本条例」が平成16年12月議会で可決、12月24日に公布・施行されました。

平成19年12月に、市民参画によりこの条例の見直しをおこなうため、伊賀市自治基本条例推進研究会が設置され、以後、2回のパブリックコメントのほか、地域説明会、意見交換会などにより、市民の皆さんの意見を取り入れながら、改正案の検討をおこなってきました。

そして平成24年6月の市議会定例会において、改正案が可決され、7月4日に公布、施行されました。



伊 賀 市

目 次

◆ 伊賀市自治基本条例のポイント

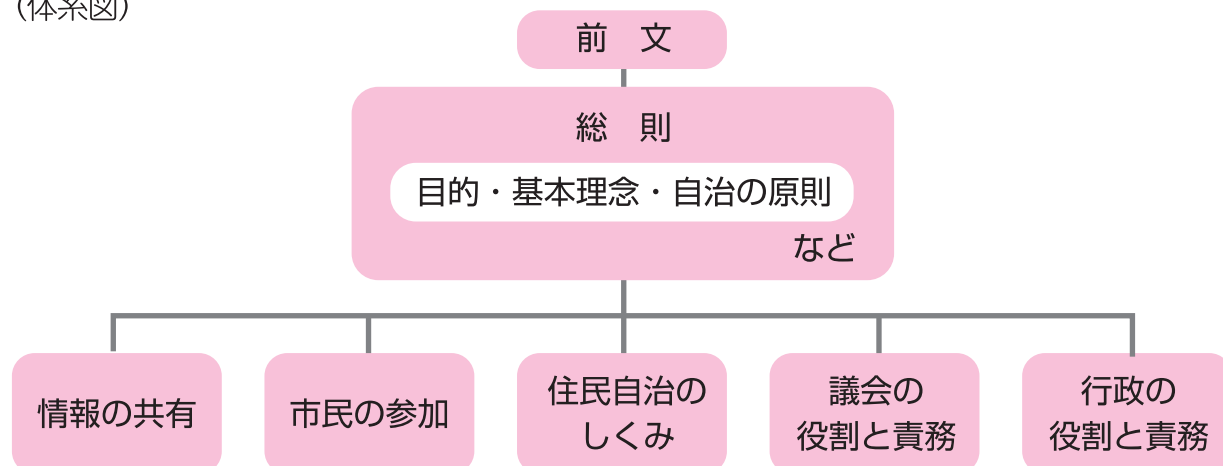
【総則】 自治基本条例の理念や基本原則	1
【情報の共有】 協働のための市民・市議会・市の情報共有	2
【市民の参加】 まちづくりに参加する権利や市民の責務	3
【住民自治のしくみ】 伊賀流自治のしくみについて	4
【議会の役割と責務】 議会や議員の役割や権限、責務	6
【行政の役割と責務】 市や市長、職員の役割や責務	7

◆ 伊賀市自治基本条例（条文・解説）

伊賀市自治基本条例は、前文と第1章から第7章までの全59条で構成されています。
見開きの左ページが条例本文、右ページが解説になっています。

【前文】	8
【第1章 総則】（第1条－第5条）	8
【第2章 情報の共有】（第6条－第11条の2）	10
【第3章 市民の参加】（第12条－第20条）	14
【第4章 住民自治のしくみ】（第21条－第37条）	22
【第5章 議会の役割と責務】（第38条－第41条）	32
【第6章 行政の役割と責務】（第42条－第57条）	34
【第7章 条例の見直し】（第58条）	40

（体系図）



伊賀市自治基本条例のポイント

総 則

自治基本条例とは？

伊賀市ならではのまちづくりを目指して、自治の基本的な事項や住民自治のしくみ、市民、市議会、市それぞれが、できること、しなければならないこと、などについて定めた、**伊賀市の最高規範**です。（第1条、第5条）

1. まちづくりのための大切な考え方

条例では、まちづくりのための基本理念を3つ定めています。（第3条）

基本理念

- ① 補完性の原則※に基づき、地域の個性が生きた自治をおこないます。
- ② 自然との共生、資源の再利用により、未来に繋がる地域をつくります。
- ③ 活発な情報共有や交流・連携によって、地域の新たな魅力をつくります。

2. どんなやり方で自治をおこなうの？

条例で定める、6つの基本原則に基づいて自治を行います。（第4条）

基本原則

- ① 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を持っています。
- ② 市民は、まちづくりに参加する権利を持っています。
- ③ まちづくりは、情報公開と市民参加によりつくられた計画に基づきます。
- ④ まちづくりは、まず市民自らが行き、地域や市が補完します。
- ⑤ まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うように努めます。
- ⑥ まちづくりの実施後は、その結果について評価を行います。

※ 補完性の原則…個人が自ら実現できることは個人で行い、個人では不可能もしくは非効率なことは家族や自治会、住民自治協議会など地域の小さな単位が、さらに、家族や地域で不可能なことは市や県、国などの大きな単位が行うという考え方です。

(イメージ) 個人 → 家族 → 地域 → 市 → 県 → 国 → 世界

情報の共有

「情報共有」は、協働のまちづくりにおいてとても重要です。
条例では、「情報共有」について、主に第2章でくわしく規定しています。

情報共有の原則とは？

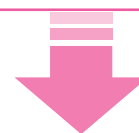
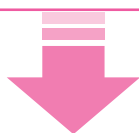
市民自らが考え行動する参画と協働のまちづくりには、市から市民への情報提供だけでなく、市民からの情報提供や、市民同士の情報共有が必要です。

(第6条)

市民の知る権利

市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対して持っている情報の公開を請求し、取得する権利を持っています。

(第8条)



議会の責務

市議会は、

- ①持っている情報を公開し、市民に分かりやすく説明することに努めます。
- ②全ての会議を原則公開し、意思決定過程も含めた情報共有に努めます。

(第40条第1項)

市の責務

市は、

- ①情報を速やかに市民と共有することに努めます。
- ②意思決定の過程の情報を明らかにすることに努めます。

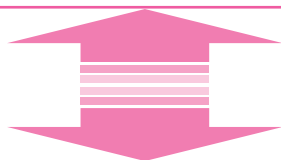
(第7条、第11条の2第1項)

【その他の情報公開に関する規定】

- ・出資法人等の情報公開(第9条)
- ・情報の収集及び管理(第10条)
- ・個人情報の収集、利用、提供及び管理等についての必要な措置(第11条)
- ・審議会その他の附属機関の会議の原則公開(第11条の2)
- ・予算編成、予算執行(第53条)
- ・財産管理(第54条)
- ・財産状況の公表(第55条)

市民ができること（まちづくりに参加する権利）

- 市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利があります。
- 市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができます。（第12条）



市民がしなければならないこと（市民の責務）

- 市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めましょう。
- 各種団体やNPO、事業者など多様な主体のまちづくり活動が、自治を育てることにつながります。お互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めることが大切です。（第13条、第22条）

伊賀市市民憲章

私たち市民は、次の6つの原則により自治を進め、ひとが輝く地域が輝く、伊賀市のまちづくりの実現を目指し、この憲章を定めます。

- 一 まちづくりに関する情報をみんなで共有します。
- 一 まちづくりには、みんなが参加できるようにします。
- 一 まちづくりは、みんなでつくった計画に基づき実施します。
- 一 まちづくりは、まず自らが言い、さらに地域内で助け合って進めます。
- 一 まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。
- 一 まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。

【その他の市民参加に関する条項】

- ・総合計画など重要な計画の策定・見直しへの市民参加（第15条、第16条）
- ・審議会その他の附属機関の委員の公募（第17条）
- ・まちづくりに関する条例の制定・改廃への市民参加（第18条）
- ・市民投票制度（第19条、第20条）

住民自治のしくみ

住民自治とは？

ひとつの共同体としてのまとまりが意識できる一定の地域※で、市民がその地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいいます。

自治会、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人が主体となります。

※伊賀市では、おおむね地区市民センターの単位となります。

(第21条)

～伊賀流自治の特徴：住民自治協議会～

住民自治協議会（自治協）とは

- ❖ 地域を良くするために、地域住民により自発的に設置される組織です。
- ❖ 規約をつくり、代表者を民主的に選ぶなどの要件があります。
- ❖ 市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域※の同意・決定機関と位置づけられます。
- ❖ 自治協には、諮問権、提案権、同意権、受託決定権が付与されています。
- ❖ 自治協には、その地域に住む個人や活動する団体などが自由に参加できますが、とりわけ自治会が中心的な役割を果たすことが期待されています。

(第24条、第25条、第26条)

※当該地域…住民自治協議会単位の地域のことをいいます。

地域まちづくり計画

自治協は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた「地域まちづくり計画」を策定する必要があります。

市は、重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、地域まちづくり計画を尊重します。

(第28条)

【その他の住民自治に関する規定】

- ・市による財政支援、地域まちづくり計画の策定支援等（第27条、第28条）
- ・住民自治協議会未設置地域への地域振興委員会の設置（第29条～第31条）
- ・支所管轄区域ごとの住民自治地区連合会の設置（第33条～第35条）
- ・住民自治活動支援のための補完機関の設置（第36条、第37条）

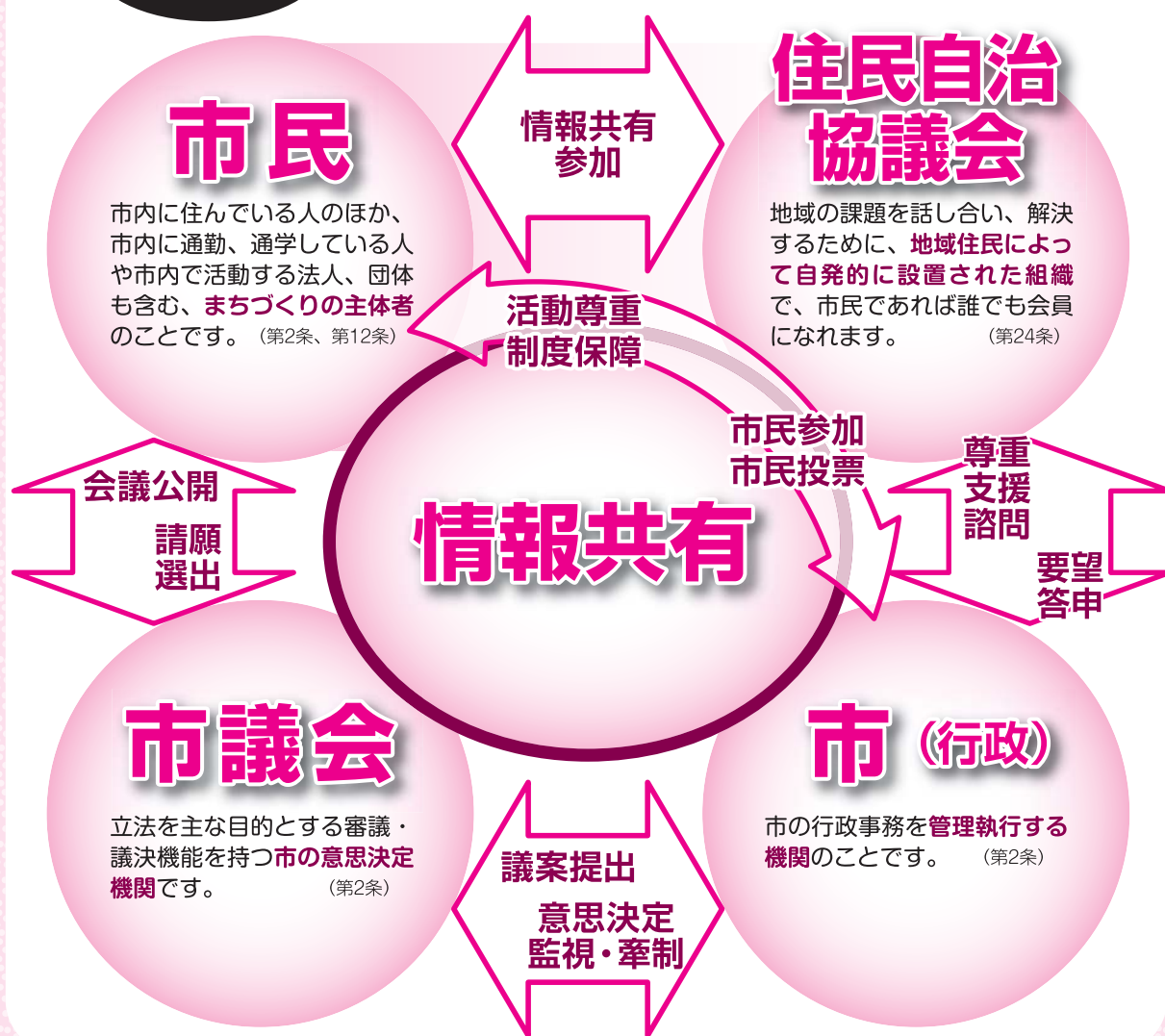
伊賀流自治のしくみ

伊賀市自治基本条例では、第4章で「住民自治協議会」の要件等を明文化しており、自治の担い手となる、市民、市議会、市（行政）の連携の中に、自治協が機能的に位置づけられることが、伊賀流自治のしくみの大きな特徴となっています。

自治：自分たちの地域を自分たちで責任を持ち、自ら治めることをいいます。

協働：市民、市議会、市がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいいます。

～ 伊賀流 市民・市議会・市の協働イメージ～



議会の役割と責務

市議会とは？

市議会は、法律にもとづいて、選挙によって選ばれた議員で構成される、市の意思決定機関で、市の重要な政策などを決定し、市政運営をチェックします。

(第38条)

議会の責務

市議会には、次のような責務があります。

- 責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨みます。
- 行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視します。
- 政策水準の向上と独自施策の展開のため、立法機能の強化に努めます。
- 議会が持つ情報や全ての会議を、原則公開します。
- 討論を基本として、立法過程から市民との情報共有をおこないます。

(第39条、第40条)

議員の責務

市議会議員には、次のような責務があります。

- 市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 市民全体の代表者として、市民全体の幸福と利益のために行動します。
- 独自の政策立法が求められる分権時代に対応した自己研鑽をおこない、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

(第41条)

【その他の議会に関する規定】

議会は地方自治法により設置の根拠がありますが、上記のとおり本条例にも規定している他、伊賀市議会基本条例（平成19年2月28日条例第1号）により、議会運営や議員についての基本事項を定めています。



まちづくりにおける市の役割とは？

市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければなりません。

市の責務

- 公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に事務を執行します。
- 事務の内容、効果を市民に分かりやすく説明します。
- 市民が参加しやすい体制づくりに努めます。
- 住民自治活動を必要に応じて支援します。

(第14条、第23条、第42条、第43条)

市長の責務

- 条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行します。
- 多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図ります。

(第44条、第48条)

職員の責務

- その職責が市民の負託に基づくことを自覚します。
- 条例に定める原則やこれに基づく制度を遵守し、職務を遂行します。
- 地域の政策課題に適切に対応するため、政策能力の向上に努めます。

(第45条、第48条)

【その他の市の責務などの規定】

- ・機能的かつ効率的な執行体制の整備と組織の横断的な調整（第46条）
- ・法務に関する体制の充実。条例、規則等の積極的整備（第47条）
- ・行政の公正・信頼を損なう行為についての公益通報（第49条）
- ・市民の意見、要望、提言等への対応と広聴・相談窓口等の充実（第50条）
- ・最小の経費で最大の効果をあげられる予算の編成及び執行（第51条）
- ・市の自立した財政基盤の強化（第52条）
- ・重要な計画、予算、決算、事務内容等の評価の実施と公表（第56条）
- ・財務事情及び特定の事業等に関する外部監査（第57条）



伊賀市自治基本条例

前 文

伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。

これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣(そう)”という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されていました。

また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。

こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例を制定します。

第1章 総則

目 的

第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民、市及び市議会のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

用語の定義

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市 民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。
- (4) 協 働 市民、市、市議会及び各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。
- (5) 自 治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。



解 説 (自治基本条例)

前 文 解説

自治基本条例は、伊賀市の憲法として位置付けたものであり、伊賀の特性、伊賀の自治、条例制定の理由について、前文としてまとめています。

※惣(そう)…中世の自治組織の総称。特に、室町時代にみられる村落の運営機構です。

※補完性の原則…個人が自ら実現できることは個人で行い、個人では不可能もしくは非効率なことは家族や自治会、住民自治協議会など地域の小さな単位が、さらに、家族や地域で不可能なことは市や県、国などの大きな単位が行うという考え方です。

(イメージ)



※伊賀市の将来像…新市建設計画(伊賀市まちづくりプラン〈平成15年12月策定〉)における将来像をさします。

第1章 総則

第1条 解説

条例の目的を「伊賀市独自の自治の推進及び確立」であることを条文化し、明らかにしています。



基本理念

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。
- (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。
- (3) 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。

自治の基本原則

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。

- (1) 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。
- (2) 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- (3) まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。
- (4) まちづくりは、まず市民自らがいき、さらに地域や市が補完して行う。
- (5) まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。
- (6) まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。

この条例の位置付け・体系化

第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

- 2 市は、この条例の定める内容に則して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

第2章 情報の共有

情報共有の原則

第6条 市民及び市は、まちづくりに関する必要な情報を共有するものとする。

**第3条 解説**

新市建設計画におけるまちづくりの基本理念を引用しています。

第4条 解説

伊賀市独自の自治を行っていく上で必要不可欠な6つの原則について、新市建設計画を基に規定しています。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 情報共有の原則 | (4) 補完性の原則 |
| (2) 市民参加の原則 | (5) 協働の原則 |
| (3) 計画化の原則 | (6) 評価の原則 |

なお、この6つの原則に基づき伊賀市市民憲章も制定されています。

第5条 解説

本条例を、市における全ての条例、規則等の最高規範になるものと位置付けています。自治基本条例を中心として、市の他の条例規則等も体系化され、市の仕組みの全体像が明らかになります。

第2章 情報の共有

第6条 解説

参画と協働のまちづくりには、市から市民への一方的な情報提供だけでなく、市民からの情報提供や市民同士の情報共有が必要となります。



市の責務

- 第7条** 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。
- 2 市は、市民が容易に情報を得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。
- 3 市は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）に定めるところにより、その有する情報を原則として公開しなければならない。

市民の知る権利

- 第8条** 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の公開を請求し、取得する権利を有する。

出資法人等の情報公開

- 第9条** 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

**第7条 解説**

- 第1項は、市民からの請求の有無に関わらず、市が市政に関する情報を積極的に提供する責務を定めています。
- 第2項は、市がまちづくりに関する情報をいつでも提供できるよう、制度を整備することを定めています。
- 情報共有に関する詳細は、「市政に関する情報を市民と共有するための指針」により定めています。

第8条 解説

情報を受ける権利、自ら取得する権利（知る権利）について規定しています。

第9条 解説

出資法人等の情報公開について定めています。市が100%出資の団体については情報公開の対象とすることは当然ですが、地方自治法上、50%以上の出資団体については議会への報告義務があり、25%以上の出資団体については監査委員の監査権が及ぶことから、これらの団体については、伊賀市情報公開条例施行規則により情報公開の対象としています。

《平成24年3月31日現在で市が25%以上出資の団体》

- ・株式会社上野産業会館（現 株式会社俳都ピア）
- ・伊賀市土地開発公社
- ・財団法人伊賀市文化都市協会（現 公益財団法人伊賀市文化都市協会）
- ・社団法人大山田農林業公社
- ・有限会社新堂駅管理商会
- ・有限会社大山田ファーム
- ・伊賀森林組合

※**出資法人等**…市が出資する法人その他市が財政的援助を行う法人等をいいます。

行政機関が直接行うよりも事業が能率的、効率的に運営されると期待される場合、あるいは民間の活力や資金を導入することが望ましい場合などに設立され、行政活動の代行的、補完的な機能を果たします。



情報の収集及び管理

第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。

2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。

個人情報の保護

第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に関することは、別に定める。

意思決定過程の情報共有

第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務

まちづくりに参加する権利

第12条 市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を有する。

2 この権利は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。

**第10条 解説**

第2項は、情報の管理については、その所在を明確にし、必要なときに職員の誰もが引き出せるよう適正に行うべきことを定めています。

第11条 解説

第2項の別に定める規定は、「伊賀市個人情報保護条例」により定めています。

第11条の2 解説

- 第1項は、市として決定された情報を請求に基づき公開するだけでなく、議論途中の情報共有も重要なため、意思決定過程の情報を公開することに努めるよう定めています。
- 第2項は、審議会等は、市政の重要な事項について、専門的な観点から討議、決定する機関であるため、原則公開することを定めています。公開の詳細については「伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱」により定めています。

※附属機関…地方自治法第138条の4第3項及び同法第202条の3第1項により設置され、審査会、審議会、調査会のほか調停、諮問、調査等を行う機関をいいます。

第3章 市民の参加

第1節 市民参加の権利と責務

第12条 解説

市民がまちづくりの主体者であることを明らかにし、権利として位置付けています。すべての市民が、平等な立場でまちづくりに参加する権利があることを明記しています。

特に、社会的に参加機会が比較的狭められがちな外国籍の人、若年者、女性、障がいのある人などへの配慮が必要なため、例示しています。まちづくりに参加しない権利については、次条で積極的なまちづくりへの参加を呼びかけていること、まちづくりへの参加はあくまで個人の自由な意思によるものであり義務ではないことから、明文化は避けています。



まちづくりの参加における市民の責務

第13条 市民は、広い視野に立って自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

2 市民は、多様な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。

まちづくりにおける市の役割と責務

第14条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、自らが所管する事務における企画立案、実施及び評価に基づく進行管理の過程において、市民参加の機会の拡充に努めるとともに、市民が参加しやすい体制づくりに努めなければならない。

第2節 市民参加の制度保障

計画策定における市民参加の原則

第15条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに際しては、市民の参加を図らなければならない。

2 市は、前項の計画について、評価に基づいた進行管理に努めなければならない。

**第13条 解説**

まちづくりには、広い視野に立った建設的な認識が必要であり、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。また、多様な主体のまちづくり活動とは、各種団体やNPO、事業者などの活動も含まれます。

※NPO…Non-Profit Organizationの略で、環境や福祉、災害など広範な分野で公益実現のために活動する民間非営利組織のことです。

第14条 解説

- 第1項は、まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。市民のまちづくり参加権と同様に、社会的に参加機会が比較的狭められがちな外国籍の人、若年者、女性、障がいのある人などへの配慮を、市の責務としています。
- 第2項は、新市建設計画にも掲載されている行政運営のマネジメントサイクルについて、それぞれの段階における市民参加について定めています。

※マネジメントサイクル…仕事を進める上で計画(plan)・実行(do)・評価(check)・改善策の実行(action)を繰り返し行うことで、反省点や成果を次の仕事に活かそうという考え方です。

第2節 市民参加の制度保障**第15条 解説**

- 総合計画とは、市の最上位計画であり、市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいいます。
- 総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに当たっては、本条例の目的及び趣旨に沿って、市民参加によることを規定しています。



計画策定における市民参加の方法

- 第16条 市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。
- 2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。
- 3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。

審議会等への市民参加

- 第17条 市は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。
- 2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。

**第16条 解説**

行政の計画策定における公正の確保と透明性の向上を図るため設けられた、パブリックコメント（意見公募手続き）に関する規定です。特に、計画策定にかかる市民参加の手続きが不十分な場合、計画内容に対してのみパブリックコメントを実施しても十分な民意が反映されにくいこともあるため、第1項の規定を設けています。

- 第1項の重要な計画とは、計画期間が5年以上の次の計画をいいます。

（1）総合計画及び分野別並びに地域別の基本計画

（2）市民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される計画

なお、計画期間が5年未満の計画であって、上記（1）、（2）に該当する計画については、可能な限りパブリックコメントを実施することとしています。

- パブリックコメントの実施にあたり、事前に公表すべき事項は、次のものが考えられます。

（1）計画の概要

（2）計画策定の日程

（3）予定する市民参加の手法

（4）その他必要とされる事項

- パブリックコメントの実施に係る規定は、「伊賀市パブリックコメント制度実施要綱」により定めています。

※パブリックコメント…行政機関が重要な政策の立案を行うに際し、その趣旨や内容を公表し、広く市民・事業者等の皆さんから意見を求め、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う仕組みのことです。

第17条 解説

- 市民公募が行政運営上の責務であることを規定しています。
- 公募には様々な方法があるため、詳細な定めはできませんが、市民の意見が反映される必要性を説いています。
- 努力義務としているのは、審議会などによっては実質上、専門家のみで構成され、一般市民を公募するのが困難な場合があるためです。
- 審議会等の詳細な定めは、個別の条例や規則、要綱等に委ねられ、委員については市長が任命することとなります。なお、個々の審議会ごとに公募枠の拡大に努めることが重要であると考えます。



条例制定における市民参加

第18条 市は、次の各号に定めるまちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例
- (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例
- (3) その他市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される条例

2 前項ただし書に該当する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前2号に準じた制定改廃の場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合

3 市は、第1項の規定により条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求めるものとする。

4 市は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表しなければならない。

5 市は、市民の参加の手法、参加の有無及び状況その他必要な事項を付して、議案を提出しなければならない。

第3節 市民投票

市民投票の原則

第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。

3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

**第18条 解説**

- 条例制定に関しても、計画策定と同様に市民参加によることを定めています。
- 市民参加の方法については、パブリックコメント等を実施することとしています。

**第3節 市民投票****第19条 解説**

- 市の重要な政策判断が必要な事項については、住民に対する最終意思確認の手段として、市民投票ができることを規定しています。
- 事案により、投票資格者の範囲が異なる場合もあるため、案件ごとに個別条例により定めることとしています。条例で定めることとしたのは、市の重要な意思決定は、市長のほか市議会も市民の代表として、その役割を果たすべき存在であることから、市民投票をすべきか否かを市議会の判断に委ねたためです。
- 市長が市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにするようにしたのは、市民が投票結果の扱われ方を事前に承知したうえで投票に臨むことにより、投票結果をより有効なものとするためです。



市民投票の実施

第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。

2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。

第4章 住民自治のしくみ

第1節 住民自治

住民自治の定義

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良い生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に参加する個人も含まれるものとする。

住民自治に関する市民の役割

第22条 市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めるものとする。

住民自治に関する市の役割

第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、営利、宗教及び政治を目的としない住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

**第20条 解説**

条例制定の直接請求権は、地方自治法により行うことができますが、市民参加の重要な手法のため、当該条例でも50分の1以上の者の署名で請求できることを明記しました。あわせて、市民投票は、市の重要事項に対して行うため、一部の市民の意見表示で決定されることのないよう、投票率が当該市民投票の有資格者の2分の1に満たない場合は無効と定めています。

第4章 住民自治のしくみ**第1節 住民自治****第21条 解説**

- 住民自治の概念が社会的に定着しているわけではないため、定義を設けました。
- 全国の事例ではコミュニティという表現が用いられている例もありますが、より具体的な説明を日本語により表現するよう努めています。
- 共同体意識の形成が可能な一定の地域とは、お互いの顔がある程度分かり、同じ地域の一員としての認識を共有できる範囲をさしています。(第24条の解説参照)
- 第2項の活動主体は、新市建設計画の内容を条文化したものです。

第22条 解説

市民が住民自治活動の重要性について認識したうえで、そこに参加していくことが市民の役割であるとして条文化しました。

第23条 解説

- 第1項は、市の住民自治に対する認識を確認するため設けました。
- 第2項は、補完性の原則に基づき、住民自治活動を自主・自立したものとするため、市による支援は、営利、宗教及び政治を目的としないことを条件として、「必要に応じて」行うことと明記しました。



第2節 住民自治協議会

住民自治協議会の定義・要件

第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。

- (1) 区域を定めていること。
- (2) 会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
- (3) 組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。
- (4) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議などを明記した規約を定めていること。
- (5) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。

住民自治協議会の設置

第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする。

- 2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域の同意・決定機関とする。
- 3 市長は、住民自治協議会が設置された後、前条に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。



第2節 住民自治協議会

第24条 解説

- 住民自治協議会には権限の付与や財政支援をするため、一定の要件を設けることとしました。ただし、地域の事情により、柔軟な設置が可能となるよう要件の内容については大まかなものにしていきます。
- 住民自治協議会の設立及び運営に当たっては、自治会（区）が中心的な役割を果たしていく必要があると考えられます。
- 第1号の区域については、新市建設計画では「小学校区」を基本としていますが、学校統廃合の関係もあり、一律に「小学校区」と規定できないため、「共同体意識の形成が可能な一定の地域内」と定め、具体的な区域については、地域住民が決めるべきものとしています。
- 第4号の規約については、将来、住民自治協議会が法人化することも可能なように既存の法人化制度の要件も勘案し、目的・名称・区域・事務所の位置・会員の資格・代表者・会議などについて少なくとも規定するよう定めています。

※**地縁団体**…町や字の区域、その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、市長の認可を受けて法人格を取得し、団体名義で不動産登記などを行うことができます。

※**目的別団体**…区域に捉われず、特定の目的のために形成される団体のことをいい、NPO法人やボランティア団体などのことをさします。

第25条 解説

設置の届出の詳細については、「自治組織に関する規則」により定めています。



住民自治協議会の権能

第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治協議会は、当該地域において行われる住民に身近な市の事務の執行等について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治協議会の提案を尊重する。

3 市長は、当該地域において行われる住民生活と関りの深い市の事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものとする。住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める。

4 市長は、当該地域において行うことが有効と考えられる市の事務について、住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 住民自治協議会は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治協議会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

住民自治協議会への支援

第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) その他住民自治の推進に関すること。

2 前項に定める支援の単位は、別に定める機関により審議決定する。

地域まちづくり計画

第28条 住民自治協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

2 前項に規定の計画を策定又は変更した場合、その代表者は、市長に届出をするものとする。

3 市は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第1項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。

4 市は、第1項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

**第26条 解説**

- 新市建設計画の内容を条文化しています。
- 当該地域とは、住民自治協議会単位の地域のことをいいます。
- 第1項の「諮問権」については、諮問内容を条例で位置付けるよう配慮しています。
- 第2項の「提案権」については、より強力な勧告とする考えもありますが、住民自治協議会が専門的な審議機関ではないことや市の上位機関でもないため、現実には則して提案権として位置付け、市長が尊重することとしました。
- 第3項の「同意権」については、「住民自治協議会の同意事務に関する規則」により定めています。
- 第4項の「受託決定権」については、行政側が住民自治協議会に委託可能な業務を示し、地域の判断により市業務の受託について決定するものです。具体的な業務としては、“地域内の公共施設等の維持管理”が考えられます。また、住民自治協議会の自主的な活動や意欲を引き出すために、当該協議会で決定された内容を尊重するよう規定しています。

なお、住民自治協議会との協定の締結に関しては、「自治組織に関する規則」により規定されています。

第27条 解説

- 第1項の活動拠点とは、地区市民センター等をいい、財政支援とは、「伊賀市住民自治協議会の財政支援に関する要綱」及び「伊賀市地域活動支援事業補助金交付要綱」等により定めています。
- 第2項については、財政支援などをしていく単位としては、公平な観点から区域を定める必要があるため、これについて審議する機関「住民自治区域等検討委員会」で決定しました。また、将来、人口の変動や住民自治協議会の統合・分離などにより、支援の単位に変更が生じた場合は、審議機関において審議決定することとしています。

第28条 解説

- 新市建設計画の内容に基づき、住民自治協議会の計画を市が尊重する条項を設けました。
- 地域まちづくり計画は、総合計画における支所単位の地区別計画と内容の整合を図ることとしています。



第3節 地域振興委員会

地域振興委員会の設置

第29条 市長は、住民自治協議会が設立されていない地域について、当該地域の住民生活に密接に関係し、当該地域の事情を十分に踏まえる必要のある市の事務について審議する機関として、地域振興委員会を置く。

2 前項に定める地域振興委員会の設置の単位は、別に定める機関により審議決定する。

地域振興委員会の所掌事務

第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 地域振興委員会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地域において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、地域振興委員会の提案を尊重する。

3 地域振興委員会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は地域振興委員会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

地域振興委員会の委員の任命等

第31条 地域振興委員会の委員は、当該地域の住民のうち、当該地域において活動する諸団体からの推薦を受けた者及び募集に応じた者の中から市長が任命する。

2 地域振興委員会の委員の定数、任期、報酬、委員長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第32条 削除

第4節 住民自治地区連合会

住民自治地区連合会の設置

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。



第3節 地域振興委員会

第31条 解説

詳細については、「地域振興委員会の設置に関する規則」により定めています。

第4節 住民自治地区連合会

第33条 解説

新市建設計画には記載はありませんが、合併協議により決定された事項のため、条文として規定しました。

※**地方自治法第155条第1項**…「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。」と規定されています。



住民自治地区連合会の所掌事務

第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る次の号に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 住民自治地区連合会は、市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、当該組織の決定を経て、市長に提案することができる。市長は、住民自治地区連合会の提案を尊重する。

3 住民自治地区連合会は、市長に対し、前2項に定める調査審議のために必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、市長は住民自治地区連合会に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

住民自治地区連合会の委員の任命等

第35条 住民自治地区連合会の委員は、当該地区の住民自治協議会又は地域振興委員会の委員の中から市長が任命する。

2 住民自治地区連合会の委員の定数、任期、報酬、連合会長、会議、会議の公開及び庶務については、別に定める。

第5節 住民自治活動を補完する機構

住民自治活動を支援する機関の設置

第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。

住民自治活動を補完する行政機関の設置

第37条 市は、法第155条第1項で定める支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。

2 市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。

**第34条 解説**

- 新市建設計画には記載はありませんが、合併協議により決定された事項のため、条文として規定しました。
- 当該地区とは、住民自治地区連合会の地域全域（支所管内地域）のことをいいます。

第35条 解説

詳細については、「住民自治地区連合会の設置に関する規則」により定めています。

第5節 住民自治活動を補完する機構**第37条 解説**

- 新市建設計画の内容に基づき、支所において柔軟な対応ができ、住民自治の推進につながるように条文を設けました。
- 市長から支所長への権限委任の詳細については、決裁規程により定めることになります。
- 行政組織の設置や組織内分権については、自治基本条例の「行政の役割」の中で位置付けることも可能ですが、補完性の原則に基づき、住民自治を補完する役割として、市民活動支援センターとともに、あえてこの部分に位置付けています。



第5章 議会の役割と責務

議会の役割と権限

- 第38条** 市議会は、法令で定めることにより、有権者により選出された議員によって構成される市の意思決定機関である。
- 2 市議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する機能を有する。
 - 3 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決するとともに、執行機関に対する検査及び監査請求等の権限を有する。

議会の責務

- 第39条** 市議会は、市政の審議・議決機関であることの責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、市政の点検と改善とその実施を求め、活動しなければならない。
- 2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。
 - 3 市議会の会議は討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。
 - 4 市議会の組織及び議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定めなければならない。

議会の情報共有と市民参加

- 第40条** 市議会は、議会が有する情報を公開するとともに、全ての会議を原則として公開とし、立法過程から市民と情報を共有するよう努めなければならない。
- 2 前項に関することは、別に定める。
 - 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有し、情報提供の充実に努めなければならない。
 - 4 市議会は、会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため、市の施策の検討、調査等の活動をし、市民との対話の機会を設けなければならない。
 - 5 市議会は、議会の会議に出席を求めた者を協議に加えることができる。
 - 6 市議会は、市民からの請願等に関して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。



第5章 議会の役割と責務

本章の詳細については、「伊賀市議会基本条例」により定めています。

第38条 解説

- 議会は地方自治法により設置の根拠がありますが、伊賀市としての自治基本条例に議会を位置付けておくことが重要であるため、あえて規定しています。
- 議会が市の重要な政策の意思決定を行う機関であることを明記し、議会の役割を明らかにしています。
- 第3項は、地方自治法に基づき、様々な権限を有することを例示しています。

第39条 解説

- 議会の責務について、市政への民意の反映や市政に対する調査・監視の役割を明記しています。
- 第2項では、伊賀市の実情に応じた独自の施策展開を進めるため、立法機能の強化について明記しています。
- 第4項は、議会の組織に関する方針を定めています。

第40条 解説

- 議会の情報公開については、伊賀市情報公開条例に基づき実施されています。
- 議会の会議とは、本会議のほか、法令で定められた議会が主催する全てのものをさします。
- 情報の共有については、行政の場合と同様に意思決定過程の情報も含めており、公開よりも一歩進んだ情報提供を市民に分かりやすくすることが重要です。
- 第3項及び第4項は、議会への市民参加について定めています。議員は選挙により全てを付託されたとは言えないため、特に選挙後に生じた市の重要な事項については、少なくとも市民の参画が求められます。
- 幅広い市民の参画や、議会と市民の対話システムの構築の観点から、第5項、第6項を規定しました。



議員の責務

- 第41条** 市議会議員は、市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。
- 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 行政の役割と責務

第1節 行政の責務

行政の役割と権限

- 第42条** 市は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。
- 2 市長は、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- 3 市長は、議案の提出、予算調整、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。

市の責務

- 第43条** 市は、その所管する事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的にその所管する事務を執行しなければならない。

市長の責務

- 第44条** 市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

**第41条 解説**

- 第2項では、議会議員が特定の地域や特定の団体などの代表ではなく、市民全体の代表として行動すべき旨を定めています。
- 第3項は、先に定めた議会の役割や責務を果たすため、専門研修等を通じた資質の向上に努めていく旨を定めています。特に、分権時代において独自の政策立法が求められており、これに対応した自己研鑽が不可欠です。

第6章 行政の役割と責務

第1節 行政の責務

第42条 解説

- 行政の役割と権限について、地方自治法を踏まえ規定しました。
- 第1項は、市の役割について明らかにし、第2項及び第3項は市長の役割と権限について規定しました。
- 第3項について、地方自治法では、①議会の議決を経るべき議案の提出 ②予算の調整及び執行 ③地方税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料などの徴収 ④決算を議会の認定に付す ⑤会計の監督 ⑥財産の取得、管理及び処分 ⑦公の施設の設置、管理及び廃止 ⑧証書及び公文書類の保管など市長の担回事務について規定しています。

第43条 解説

- 市は、行政活動の内容について、計画、実施、評価の各段階において、市民に分かりやすく説明する責任があることを定めています。
- 第2項は、市の事務執行に当たっての心構えについて規定しています。

第44条 解説

- 地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則り、市長の責務という視点から具体化しました。
- 市長は、責任を負って市民から任せられるという意味合いから「信託」ではなく、「負託」という表現を用いています。



職員の責務

第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

第2節 行政運営の方針

執行体制の整備

第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。

法務体制

第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。

人材育成

第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。

2 市長は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。

3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。

公益通報

第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。

2 前項に関することは、別に定める。

**第45条 解説**

職員が市の事務を執行する上で、この条例を遵守・遂行していく職員の役割は大きいことから別条文として設けています。

第2節 行政運営の方針**第46条 解説**

組織編成は、社会や経済の情勢にすばやく対応していく必要があるため、市の責務として定めています。また、分断されたタテ割組織とならないよう、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。

第47条 解説

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以降、市職員が自ら法令に対する理解を深めたうえで条例の制定・改廃能力を高めることや、それぞれの地方公共団体に独自の政策条例の制定が求められていることから、法務体制の充実について規定しています。

第49条 解説

- 公益通報(内部告発)制度は、市の行政運営の適正化に資することを規定しています。
- 第2項の別に定める規定は、「伊賀市職員等公益通報条例」により定めています。



意見等への対応

- 第50条** 市は、市民から意見、要望、提言等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。
- 2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、誠意をもって対応するものとする。
- 3 市は、市民の意見、要望、提言等に対応するため、広聴・相談窓口等の充実に努めるものとする。

第3節 財務

財政運営の基本方針

- 第51条** 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえ、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。
- 2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

財政基盤の強化

- 第52条** 市は、自主課税制度の導入、市民負担のあり方及び市有財産の活用等を検討するとともに、国・県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。

予算編成、予算執行

- 第53条** 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。
- 2 市は、事務の予定及び進行状況が明らかになるよう努めなければならない。

財産管理

- 第54条** 市は、財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。
- 2 市は、財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

**第50条 解説**

- 第1項は、市職員全員が市民からの意見、要望、提言等に対し、誠実に応答することが求められるため規定しました。また、組織としての対応を確実なものとしていくためには、行政経営品質向上活動など具体的な取り組みが必要です。さらに、職員一人ひとりの意識改革や各種手続きへの対応が可能となるような職員のレベルアップが必要となります。
- 現行の法制度上（行政手続法・行政不服審査法など）においても用意されていますが、市民が容易に利用できるものではないため、まずは、窓口で職員が対応することの必要性を規定しています。

第3節 財務**第51条 解説**

市民、事業者から納められた税金を有効利用することは行政の重要な責務であり、最小の経費で最大の効果を求めることの必要性について定めています。

第52条 解説

市民、事業者から納められた税金をいかに有効に使うかという財政政策だけでなく、自主財源の確保など、市が自立した財政基盤を強化する必要性を規定しました。

※**自主課税制度**…法律で定められた既存の地方税以外に、その地域独自の税を自治体が条例により課すことです。

第53条 解説

第1項は、行政サービスとコストの関係などを明確にするため、市民に分かりやすく公表していくことを規定しました。

第54条 解説

市の財産について、明確な計画にもとづく管理の必要性を規定しました。



財政状況の公表

第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

第4節 評価

行政評価

第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。

外部監査

第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するよう努めるものとする。

第7章 条例の見直し

この条例の検討及び見直し

第58条 市は、改正後4年を目途に社会情勢、経済情勢に応じて施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則（平成16年12月24日条例第293号）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（伊賀市市民参加条例の廃止）

2 伊賀市市民参加条例（平成16年伊賀市条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成24年7月4日条例第30号）
この条例は、公布の日から施行する。

**第55条 解説**

- 財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市の運営にとって重要なため、本条例でも定めることとしました。また、市長の見解をつけて市民にわかりやすく公表する必要性を定めました。
- 公表に係る規定については、「伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例」により定めています。

第4節 評価**第56条 解説**

- 各種計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを市の義務としました。
- 市は、評価の結果を公表するだけでは意味がないので、政策や事務に活かし改善していくことを規定しました。

第57条 解説

法律上は都道府県、政令指定都市、中核市（要件：人口30万人以上など）に包括外部監査が義務付けられていますが、伊賀市（人口約10万人）では、新市建設計画でも盛り込まれており、透明性の高い行政運営を図る観点から実施について規定しました。

第7章 条例の見直し**第58条 解説**

見直しの目安を設けたのは、時代経過による条例の形骸化を防止し、その時代に即した条例とするため、市長の任期程度が適当との考えから、4年を目途にしています。

伊賀市の花、木、鳥



市の花
(ササユリ)



市の木
(アカマツ)



市の鳥
(キジ)

伊賀市自治基本条例 (平成24年改正版)

平成24年11月1日

伊賀市企画財政部企画課

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地

電話 0595-22-9620

FAX 0595-22-9628

E-mail kikaku@city.iga.lg.jp